

中日本高速道路（株）における  
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年 5月 22日

中日本高速道路株式会社

## 1. はじめに

### (ア) ガイドラインの目的

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、高速道路事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

なお、本ガイドラインの記載事項は、新型コロナウイルス感染症の収束や、さらなる感染拡大等の情勢の変化に応じて見直すものとする。

### (イ) 感染防止のための基本的な考え方

多くのお客さまが利用される高速道路を運営する事業者として、下記を目的とした対策を講じる。

- ① 高速道路を利用されるお客さまへの感染を予防すること。
- ② 基幹インフラである高速道路機能を維持するために、当社社員・グループ社員（以下、社員等）の感染による機能停止を防止すること（業務継続）。
- ③ 社会全体の感染拡大防止に寄与すること。

## 2. 高速道路を利用されるお客さまへの感染予防対策（料金所・休憩施設）

高速道路は日々多くのお客さまが利用されることから、その方々に感染を拡大させないことが重要である。

特に、お客さまと社員等の接点、お客さまどうしの密状態が懸念される料金所及び休憩施設において、徹底した対策の継続が求められる。

### (ア) 料金收受業務における感染予防対策

#### ① 消毒・マスク着用等

お客さまと接する社員等へは、手指の消毒やマスクの着用を徹底する洗面所備品、トイレ、ドアノブ、ゴミ箱、などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。

#### ② 意識向上

社員等に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組みを行う。

### ③ 料金所の運用

社員等が感染者や濃厚接触者となった場合には、各料金所の交通状況や代替要員の確保状況などに応じ、レーン運用や勤務体制を見直すなどして、料金所の機能を確保していく。

## (イ) 休憩施設における感染予防対策

### ① 社員等の健康管理

休憩施設に関わる社員等は、お客さまへの感染リスクがあるため、日々の体調管理（検温）を実施し、体調不良等の場合休ませるなどの対応を行う。

### ② 消毒・マスク着用等

お客さまと接する社員等へは、手洗い、うがい、手指の消毒やマスクの着用を徹底し、咳エチケットを遵守する。

洗面所備品、トイレ、ドアノブ、ゴミ箱、椅子、テーブルなどの設備（お客さま向け、社員等向け）については、頻繁に洗浄・消毒を行う。その際、清掃に関わる社員等は、手袋を着用する。

### ③ 意識向上

社員等及びお客さまに対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『「新しい生活様式」の実践例』を周知するなどの取組みを行う。

### ④ ソーシャルディスタンスの確保

休憩施設のレジやトイレなど、混雑期に行列の発生が懸念される場所については、足元へのソーシャルディスタンスの目安（1m程度、できれば2m）を示すなどの取組みを行う。

お客さまとの接触を回避するため、レジ・インフォメーションに飛沫防止シートの設置を行う。

お客さまと接する社員等とお客さまの感染防止するため、レジでの金銭授受をトレーで行い電子決済を推奨する。フードコート等での商品受け渡し時の大声での発声は行わない。

お客さま同士の感染拡大を防止するため、フードコートにおいてパーティションの設置、客席の間引きを行う。

### ⑤ 密状態の回避の啓発

定期的な換気の実施や「3密」回避の啓発ポスターなどをお客さまの目につきやすい場所に掲出し、密状態の回避を啓発する。

### ⑥ 消毒液の配備

営業施設の出入口にお客さまが利用できる消毒液を配備し、手指の消毒をお願いします。

⑦ **その他**

- ・トイレ内ハンドドライヤーの使用停止、屋内型喫煙所の閉鎖、ドックラン・園地遊具の使用禁止制限（5月31日までの予定）を行う。
- ・感染状況や社会的要請を踏まえ休憩施設内のテナントの営業時間変更等を柔軟に対応する。
- ・新型コロナウイルスに関する広報を行う。（デジタルサイネージ、ポスター、放送等）
- ・休憩施設等で行う大規模イベント開催の自粛を行う。

3. **道路機能維持に必要な感染予防対策（社員等の感染防止）**

高速道路は、24時間その機能を維持する事が求められており、社員等の感染によって機能停止に陥ることや、安全・安心が損なわれてはならない。

そのため、社員等の健康管理や、万一の感染者が発生した場合においても感染拡大によって道路機能が極力損なわれないように備えることが必要である。

(ア) **社員等の健康管理**

① **手洗い・うがい等の徹底**

感染症予防の基本となる手洗い・うがい・咳エチケット（マスクの着用等）を徹底する。

② **体調管理の徹底**

発熱等の風邪の症状が見られるときは、会社を休み、外出を控える事を徹底する。

また、新型コロナウイルス感染症が疑われるような場合・社員等に症状が無くても感染した者との濃厚接触がある場合には、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」へ連絡するとともに、その指示（自宅待機等）に従うものとし、所属長を通じ、人事担当部署へ報告することを社員等に徹底する。

③ **感染予防物品の社内配備**

マスクの配布や消毒液の社内配備等により、社員等の感染を予防する。

(イ) **通勤時の感染防止**

① **時差出勤**

全ての社員等（交替制勤務者を除く）に対して、時差出勤（始業・終業時刻の変更）を奨励する。

(ウ) **勤務時の感染予防対策**

① **テレワーク・電子決裁の促進**

全ての社員等（交替制勤務者を除く）に対して、テレワーク勤務や、在宅でも可能な電子決裁を奨励し推進する。

② **テレビ会議の活用（出張の抑制）**

テレビ会議システムを活用し、多人数での会議や不要不急な出張を抑制する。

③ **密状態の回避（ソーシャルディスタンス、換気等）**

密状態を回避できるような執務室の環境づくりに留意する。  
会議室の席の間隔（1 m程度、できれば2 m）や、密室状態を作らないことなどを啓発する。

④ **交替勤務の接触防止**

料金收受や、交通管理等の交替勤務の社員等においては、引継ぎ時の対面による接触の削減等により社員等間の感染予防対策を徹底する。

⑤ **分散勤務**

交替勤務とならない業務においては、執務室の分散等も奨励する。

⑥ **休憩場所・設備・器具等の共有物**

共有物・共有空間を介しての感染が拡大しないよう、共有物を減らすなどの感染予防対策を講じる。

(エ) **24時間継続業務の業務継続計画**

交通管制、道路巡回等の24時間の業務継続が求められる職種については、社員等に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合を想定した業務継続計画に従い業務を継続する。

4. **工事等における感染拡大防止対策**

新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、受注者の意向を確認して必要な措置を講じる。

(ア) **工事及び調査等の一時中止措置等の対応**

(イ) **学校の臨時休業に伴う建業法上の取扱い緩和**

(ウ) **中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮**

(エ) **入札契約手続きの取組み**

① **入札公告等からの期間の確保（延長）**

② **対面でヒアリングを行う場合は、感染拡大防止策を徹底**

(オ) 施工管理業務の勤務形態に関する臨機の措置（勤務場所の変更等）

5. 中日本高速道路（株）が提供するその他サービスにおける感染予防対策

温浴施設、商業施設、旅行業 等における感染予防対策については、休憩施設における感染予防対策に準じて行う。

6. 感染拡大防止の社会的要請に応じた取り組み

高速道路ネットワークや、多くのお客さまが集まる休憩施設を運営する当社の特性を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、集客施設（休憩施設）等における情報提供設備やWEBサイト、SNS等の各種情報提供ツールを活用した意識啓発等により、社会的要請に対応できるよう取り組む。